

発行責任者 北川崇誠

編集者 高榮耕平

連合奈良南和地域協議会 〒634-0061 橿原市大久保町 457-1 大松ビル 504 TEL0744-47-3905 FAX0744-47-2305

6月の「連合奈良の日」街宣 ジェンダー平等・ 多様性の推進を訴える

6月5日(金)連合奈良の日の街宣を近鉄大和八木駅前で、連合奈良から水野会長と本村事務局長が応援に駆けつけていただき、推薦議員6名、地協役員14名で行いました。

連合の『男女平等月間』の周知ビラを配布し、『全国一斉労働相談ホットライン』と『ハラスメントのない社会へ』の実現をアピールしました。

連合は、1985年6月に「男女雇用機会均等法」が施行されたことを受け、毎年6月を「男女平等月間」と定め、男女平等、ジェンダー平等の推進に向け、重点的に取り組んでいます。

「男女雇用機会均等法」が施行されてから40年余りが経過しました。今では、女性の活躍を後押しする法律や、男女ともに育児や介護と仕事を両立しやすくするための制度も整備されています。

今年4月には「女性活躍推進法」が改正され、従業員101人以上の企業に「男女間の賃金格差」と「女性管理職比率」の公表が義務づけられより多くの企業に、女性活躍推進への取り組みが求められています。男女ともに両立支援制度を上手に活用し、家庭や職場で理解し合うことが重要であると訴えました。



今年10月から、すべての企業に「カスタマー・ハラスメント」と、就活生・実習生等への「セクハラ」防止の取り組みが義務化されます。すべての人が安心して働ける環境を守るためには、会社がしっかりとハラスメント対策を行うことが必要です。あわせて、私たち一人ひとりが、働く人を思いやり行動することも、ハラスメントをなくす「大きな力」になります。

ハラスメントは人権侵害であり、決して許されるものではありません。職場内に限らず、社会全体でハラスメントを「行ってはならない」、「許さない」意識を広げていくことが必要です。連合は、あらゆるハラスメントの根絶に向けて取り組んでいます。一人で悩むことなく、働きやすい職場を作っていくため、私たちに相談をしてください。



夏のファミレクのご案内

日時:8月 8日(土)8時集合/8時30分出発

集合:近鉄八木駅南側ロータリー

場所:片男波(かたおなみ)海岸/海水浴場
(和歌山県和歌山市和歌浦南)

内容:地曳網体験、BBQ、海水浴他

資格:連合南和地協・南和労福協の組合員と同居家族
費用:大人(中学生以上)3,500円

子ども(小学生)1,000円(小学生未満は無料)

申込:7/22(水)×切

詳しくは、所属されている職員労働組合事務所まで